

【交付申請にあたっての注意事項】

1. 対象者について

対象者は、個人の場合は市内に住所を有するもの、事業者の場合は市内に主たる事業所若しくは販売店を有するものになります。ただし、過去に当該補助金の申請を受けたものや、市税に滞納があるものは対象外です。

2. 対象車両について

対象車両は、電気自動車又は燃料電池自動車（新車に限る。）です。ただし、車名及び形式が、一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金業務実施細則別表1に定める電気自動車又は燃料電池自動車に区分されるものに限りします。

3. 補助金額について

補助金額は一律50,000円となります。

4. 車両の購入先について

新規購入の場合、市内の販売店からの購入に限ります。リース契約の場合は特に規定はありません。

5. リース契約の期間について

リース契約による購入の場合、リース期間が4年以上である必要があります。

6. 交付申請時の提出について

交付申請書は、必ず購入契約を行う前に提出してください。

7. 車検証について

車検証の登録年月日は交付決定日以降である必要があります。

8. 保管場所標章番号通知書の写しの提出について

ローン契約により購入した場合など、補助申請者と自動車検査証上の所有者が異なる場合は、補助対象車両の保管場所標章番号通知書の写しを提出してください。

9. 実績報告書及び請求書の提出期限について

実績報告書は、車検証が交付されてから1か月以内に提出してください。また、必ず申請年度の年度末までに提出してください。

10. その他

一連の提出書類には、押印は不要です。